# ローン商品概要説明書(統一版)

(協同住宅ローン保証型)

## 目次

- 1 住宅ローン (新築・購入コース) 商品概要説明書
- 2 住宅ローン(借換コース)商品概要説明書
- 3 リフォームローン (一般型B) 商品概要説明書
- 4 リフォームローン (一般型B・再エネ型) 商品概要説明書
- 5 JAリバースモーゲージローン商品概要説明書(統一版)

住宅ローン (新築・購入コース)

(2023年9月11日現在)

商品名	住宅ローン(新築・購入コース)
	○当JAの組合員の方。
	〇お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。
	なお、最終償還時の年齢が満80歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定の18歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります。
ご利用いただける   方	○前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得
	とします。)。
	○勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	○団体信用生命共済に加入できる方。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。 
	○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対
	象とし、次のいずれかに該当する場合とします。
	①住宅の新築。
	②土地の購入(2年以内に新築し、居住する予定があること。)。
	③新築住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む。)。
   資金使途	④中古住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む。)。
員 业	⑤住宅の増改築・改装・補修。
	⑥上記①~⑤の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等
	の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」という。)
	⑦上記①~⑥に付随して発生する一切の費用
	○保証機関への保証料、長期火災共済(保険)掛金、仲介料、登記手数料、不
	動産取得税、消費税もあわせてお借入れいただけます。
	○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。
	ただし、融資対象物件が共有の場合は、ご本人の持分比率の範囲内とします。
借入金額	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加
	算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額につい
	ては、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目
	的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下としま
	す。
借入期間	○3年以上40年以内とし、1年単位とします。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は住宅ローンに

	おける貸付期間の範囲内とします。
	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【固定変動選択型】
	当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきま
	す。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。
	お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭およびホームページでお知ら
	せいたします。
	固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択
	することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範
	囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があり
	ます。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。
	【変動金利型】
借入利率	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライ
	ムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日お
	よび10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日
	および9月1日) 以降、次回基準日までに基準金利 (住宅ローンプライムレ
	ート/長期プライムレート)が年 0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答
	日より適用利率を見直しさせていただきます。
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプラ
	イムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12
	月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合
	わせください。
	○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)
	もしくは元利均等返済 (毎月の返済額 (元金+利息) が一定金額となる方
	法)とし、毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、
	特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済
	する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、
返済方法	10 万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。
	○元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合
	でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を
	変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は
	変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満
	了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済してい
	ただきます。
担保	○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方としま
	す。) に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。
	1

	(H) (h) ( (27) d. (2) (2)	on III And	). L. M. T. T.	28464 1	マ /ロニールルロ		* + **
	○借地上の建物など			., – ,	- , , , , , , , , , , , ,		
	により、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済(保険)に						
	ご加入のうえ、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させてい						
	ただくことがござ	· -					
保証人	○当JAが指定する				【会社)の例	R証をご利	用いた
	だきますので、原	則として作	保証人は不	要です。			
	○一括払い・分割払	いのいずね	れかよりご	`選択いただ	どけます。		
	①一括払い						
	ご融資時に一括	して保証	料をお支払	いいただ	きます(0	. 10%, 0.	15%、
	0.20%、0.25%、	0.30%,	0.35%, 0.	40%のいっ	<b>ずれか。)。</b>		
	【お借入額 1,00	00 万円あ7	たりの一括	支払保証料	나 (0. 20%)	(例)】	-
保証料	お借入期間	10年	20年	30年	35年	40年	
	保証料 (円)	85,450	148,380	191,370	206,140	217,580	
	②分割払い					•	•
	お客様から当J	Aへお支	払いいたた	ごく利息の	中から当 J	Aが保証	会社へ
	支払います。この	場合、お	昔入利率は	年 0.10%	~0.40%J	上乗せされ	た利率
	が適用されます。						
	○当 J A所定の 3 種類	類の団体信	用生命共済	Fのいずれた	いにご加入	いただきま	す。
	なお、共済掛金は	当JAが負	負担いたし	ますが、選	択される国	日体信用生	命共済
	の種類によりお借	:入利率は	下表記載の	加算利率分	分高くなり	ます。	
   団体信用生命共済	団体信用生命共済名				算利率		
	団体信用生命共済(特約なし)			なし	21141		
	長期継続入院特約付団体信用生命共済				15%		
	三大疾病保障					10%	
						<u> </u>	]
	○ご希望により「9	大疾病補價	賞保険」に、	ご加入いた	だけます。	ご利用に	あたっ
9 大疾病補償保険	ては借入利率に以	下の利率が	が加算され	ます。			
	年0.30%						
	○ご融資の際、当J	Aおよび	呆証機関に	対して各る	33,000 円の	つ事務手数	料(消
	費税等含む。)が必	必要です。					
	○ J A住宅ローン(新築・購入コース 中間資金保証付)をご利用される場合						
	は、中間資金手数料をご融資時に一括してお支払いいただきます(保証応諾						
手数料	額×0.2%+消費税)。						
	※ 中間資金手数料は,繰上返済された場合でも返戻いたしません。						
	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただいた方で、ご返済期間終了ま						
	での間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、保証機関に対し						
	て返戻保証料の範囲内で次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。						
	①全額繰上返済の場合…11,000円						
	②一部繰上返済の						
				1.金融機関	への借換に	こより全額	または
	○ご返済期間終了までの間において、他金融機関への借換により全額または						

	Test to Section ( ) and the Alice of the section of
	一部繰上返済をされる場合は、当JAに対して、更に別途、次の繰上返済手
	数料(消費税等含む。)が必要です。 ①1,000 万円以上の場合22,000 円
	②500 万円以上 1,000 万円未満の場合11,000 円
	③100 万円以上 500 万円未満の場合5,500 円
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は2,200円
	の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。
	○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は 5,500 円の取扱
	手数料(消費税等含む。)が必要です。
	○苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当
	JA本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申
# # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、
苦情処理措置およ	
び紛争解決措置の	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
内容	を受け付けております。
	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できま
	す。埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JA
	バンク相談所にお申し出ください。)
	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所
	定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかね
	る場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残」
	高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみについて計算し表示いたします。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金
	が含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可
	能性があります。
その他	○抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。
	○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。
	なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、次の電子契約サービス
	手数料(消費税等含む。)が必要です。
	①1,000 万円超の場合 ·························11,000 円
	②500 万円を超え 1,000 万円以下の場合5,500 円
	3500 万円以下の場合無料
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお
	問い合わせください。
	14. H. C. (10C + 0

住宅ローン (借換コース)

(2023年9月11日現在)

商品名	住宅ローン(借換コース)
H] HH > H	
	○当JAの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80
	歳未満の方。
	なお、最終償還時の年齢が満80歳以上の場合でも、ご本人と同居または同
	居予定の 18 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能
	となります。
ご利用いただける方	○前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得
	とします。)。
	○勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	○団体信用生命共済に加入できる方。
	○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。
	○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対
	象とし、次のいずれかに該当する場合とします。
	①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換えに伴
資金使途	う諸費用。
	②お借換えとあわせた増改築・改装・補修のための費用。
	③上記①・②の借入と併せた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の
	残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン」対応)と借換に伴う諸費用
	○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。
	ただし、融資対象物件が共有の場合は、ご本人の持分比率の範囲内としま
	す。
   借入金額	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加
旧八亚帜	算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額につい
	ては、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する
	目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とし
	ます。
借入期間	○3年以上40年以内とし、1年単位とします。ただし、現在お借入中の住宅
	ローンの残存期間内とします。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合についても、貸付期間は、住宅ローン
	における貸付期間の範囲内とする。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【固定変動選択型】

当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきま す。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭およびホームページでお知 らせいたします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選 択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の 範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性が あります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出 がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプラ イムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日 および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1 日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライ ムレート/長期プライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の 応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプラ イムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプラ イムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日 および10月1日から適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合 わせください。 ○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法) もしくは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方 法)とし、毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者で,他金融機関から お借入中の住宅資金が年2回返済方式の方に限ります。)、特定月増額返済 方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定 月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位で 返済方法 す。)のいずれかをご選択いただけます。 ○元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場 合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済 額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返 済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期 間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済

住宅(借換)2

○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方としま

していただきます。

担保

	す。) に第一順位の抵当権を設定登記させていただき	ます。			
	○借地上の建物などの場合には、当 J Aが指定する保証機関所定の審査基準				
	により、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済(保険)				
	にご加入のうえ、火災共済(保険)金請求権に第1	順位の質権を設定	させ		
	ていただくことがございます。				
保証人	○当JAが指定する保証機関(協同住宅ローン株式会	社)の保証をご利力	用い		
	ただきますので、原則として保証人は不要です。				
	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけ	ます。			
	①一括払い				
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきま	す (0.10%、0.150	%、		
	0.20%、0.25%、0.30%、0.35%、0.40%のいずれ	カヘ。)。			
	【お借入額 1,000 万円あたりの一括支払保証料 (	0.20%) (例)】			
保証料	お借入期間 10年 20年 30年 3	85年 40年			
	保証料(円) 85,450 148,380 191,370 20	6, 140 217, 580			
	②分割払い				
	お客様から当JAへお支払いいただく利息の中か	ら当IAが保証会 <sup>対</sup>	社へ		
	支払います。この場合、お借入利率は年 0.10%~0.	-			
	が適用されます。	10,000,000	, , ,		
	○当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれ	 かにご加入いただ:	<u></u> きす		
	す。	V (C C)367 (V 7C/C)	C &		
	'。				
	済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。				
団体信用生命共済	団体信用生命共済名	加算利率			
	団体信用生命共済(特約なし)	なし			
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.15%			
		· ·			
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%			
	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただ	けます。ご利用にる	あた		
9 大疾病補償保険	っては借入利率に以下の利率が加算されます。				
	年0.30%				
	○ご融資の際、当JAおよび保証機関に対して各33,0	 00 円の事務手数料	 · (消		
	費税等含む。)が必要です。				
手数料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただいた方で、ご返済期間終了ま				
	での間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、保証機関に対				
	して返戻保証料の範囲内で次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。				
	①全額繰上返済の場合…11,000円				
	②一部繰上返済の場合… 5,500 円				
	②一部繰上返済の場合… 5,500円 ○ご返済期間終了までの間において、他金融機関への借換により全額または				
	一部繰上返済をされる場合は、当JAに対して、更に				
		- // 1/20、 1/\ V / / / / / / / / / / / / / / / / / /	1月十		
	数料(消費税等含む。)が必要です。				

	①1,000 万円以上の場合22,000 円
	②500 万円以上 1,000 万円未満の場合11,000 円
	③100 万円以上 500 万円未満の場合5,500 円
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 2,200
	円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。
	○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は 5,500 円の取扱
	手数料(消費税等含む。)が必要です。
	一
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当
	JA本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申
	し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、
-th-l-t	迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
苦情処理措置および	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
紛争解決措置の内容	を受け付けております。
	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用で
	きます。
	埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバ
	ンク相談所にお申し出ください。)
	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所
	定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いか
	ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残
	高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみにつ
	いて計算し表示いたします。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金
	が含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可
7. 10 lih	能性があります。
その他	○抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。
	○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。
	なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、次の電子契約サービ
	ス手数料(消費税等含む。)が必要です。
	①1,000 万円超の場合11,000 円
	②500 万円を超え 1,000 万円以下の場合5,500 円
	③500 万円以下の場合 無料
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお
	問い合わせください。
	, ,

リフォームローン (一般型B)

(2023年9月11日現在)

商品名	リフォームローン(一般型B)
	○当 J A の営業地区内に在住または在勤の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80
	歳未満の方。
」 ご利用いただける方	   ○前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得
	とします。)。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。
	○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金
	およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。
	(住宅関連設備の例)
	①門、塀、車庫、物置。
資金使途	②宅地内の植樹、造園、白アリ駆除。
貝亚区応	③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。
	④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。
	⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。
	⑥他金融機関からお借入中のリフォームローンのお借換資金。
# 1 <b>人</b> 婚	
借入金額	○10 万円以上 1,500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6か月以上15年以内とし、1か月単位とします。
	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【固定変動選択型】
	当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきま
	す。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。
	お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭およびホームページでお知
	らせいたします。
	固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選
借入利率	択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の
信八个小学·	範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性が
	あります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申
	出がない場合は、変動金利に切替わります。
	【変動金利型】
	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプラ
	イムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日
	および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1
	日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライ
	日本ののログは日本の一人のは、公司本土日本(に本土工作(正元日 マノノイ

	T		
	ムレート/長期プライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の		
	応答日より適用利率を見直しさせていただきます。		
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプラ		
	イムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12		
	月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。		
	【固定金利型】		
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。		
	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプラ		
	イムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日		
	および10月1日から適用利率を変更いたします。		
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合		
	わせください。		
	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、		
	毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月		
	に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入		
	金額の 50%以内、10 万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。		
返済方法	○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の		
	元金分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。		
	ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額		
	の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残		
	高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。		
担保	○不要です。		
/m === 1	○当JAが指定する保証機関(協同住宅ローン株式会社)の保証をご利用い		
保証人	ただきますので、原則として保証人は不要です。		
	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。		
	①一括払い		
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます(0.40%、0.60%、		
	0.80%のいずれか。)。		
保証料	【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 (0.80%) (例)】		
	お借入期間 1年 3年 5年 10年 15年		
	保証料(円) 4,064 11,375 18,319 34,177 47,928		
	②分割払い		
	お客様から当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証会社へ		
	支払います。この場合、お借入利率は年 0.40%~0.80%上乗せされた利率		
	が適用されます。		
L	1		

			~>±= =		
	○ご希望により当JA所定の3種類の団体信用生命共	・済のいすれかに	こ加入		
	いただけます。	· # + *!! + \	<del>-</del>		
	なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお	が借入利率は下表	記載の		
   団体信用生命共済	加算利率分高くなります。		7		
	団体信用生命共済	加算利率			
	団体信用生命共済(特約なし)	なし			
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.15%			
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%			
	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いたた	ごけます。ご利用	にあた		
9 大疾病補償保険	っては借入利率に以下の利率が加算されます。				
	年0.30%				
	○ご融資の際、3,300円の取扱手数料(消費税等含む	。) が必要です。			
	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただいた力	すで、ご返済期間	終了ま		
	での間において、全額または一部繰上返済をされる	5場合は、保証機	関に対		
	して返戻保証料の範囲内で次の事務手数料(消費税	2等含む。)が必要	です。		
	①全額繰上返済の場合…3,300円				
	②一部繰上返済の場合…3,300円				
	○ご返済期間終了までの間において、他金融機関への借換により全額または				
工粉似	一部繰上返済をされる場合は、当 JA に対して、更に別途、次の繰上返済手				
手数料	数料(消費税等含む。)が必要です。				
	①1,000 万円以上の場合22,000 円				
	②500 万円以上 1,000 万円未満の場合 11,000 円				
	③100 万円以上 500 万円未満の場合5,500 円				
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 2,200				
	円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。				
	○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される	場合は 5,500 円	の取扱		
	手数料(消費税等含む。)が必要です。				
	○苦情処理措置				
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という	。)につきまして	は、当		
	JA本支店またはリスク管理室(電話:0287-	96-6150	) にお		
	申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等	<b>岸に対処する態勢</b>	を整備		
苦情処理措置および	し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図	]ります。			
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1	1359) でも、	苦情等		
紛争解決措置の内容	を受け付けております。				
	○紛争解決措置				
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合	は、次の機関を	利用で		
	きます。				
	埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用。	となります。上記	JAバ		
	ンク相談所にお申し出ください。)				

	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所
	定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いか
	ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。
	なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、次の電子契約サービ
その他	ス手数料(消費税等含む。)が必要です。
	①1,000 万円超の場合11,000 円
	②500 万円を超え 1,000 万円以下の場合5,500 円
	③500 万円以下の場合無料
	   ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお
	問い合わせください。

- (注) 1 借入利率は、「固定変動選択型」、「変動金利型」、「固定金利型」の計3種類から選択します。
  - 2 返済方法は、「毎月返済方式」、「特定月増額返済方式」の計2種類から選択します。
  - 3 保証料は、「一括払い」「分割払い」から選択します。

リフォームローン (一般型B・再エネ型)

(2023年4月1日現在)

の当JAの哲業地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 72 歳未満の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 72 歳未満の方。 ○前年度税込年収が 150 万円以上ある方 (自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。 ○国から 2019 年度以前に再生可能エネルギー事業計画の認定を受けている方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○で本人またはご家族が所有する資産等を有効活用するために設置する太陽光発電設備に関する次の資金で、下記の要件をいずれも満たしているものを対象とします。ただし、農地に設置する賞農型太陽光発電 (ソーラーシェアリング) は対象外となります。 (対象となる太陽光発電設備に関する資金) ①太陽光発電設備購入資金および付帯工事資金 (太陽光発電は発電用力10ほ 超・50以 未満とし、野立て設置のもる合みます。)。 ②太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 ③太陽光発電設備・太陽光発電関連設備の設置にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。 ④上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。 【要件】 ・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済 (保険) に加入すること。 ・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。  借入金額  ○6か月以上20年以内とし、1が月単位とし、所要金額の範囲内とします。  (6か月以上20年以内とし、1が月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格質取制度に基づく買取期間の残存期間内とします。		
○お借人時の年齢が満18歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が満72歳未満の方。 ○前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。 ○国から2019年度以前に再生可能エネルギー事業計画の認定を受けている方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○で本人またはご家族が所有する資産等を有効活用するために設置する太陽光発電設備に関する次の資金で、下記の要件をいずれも満たしているものを対象とします。ただし、農地に設置する営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)は対象外となります。(対象となる太陽光発電設備に関する資金)①太陽光発電設備よりを対象となります。(対象となる太陽光発電設備に関する資金)②太陽光発電設備が大発電設備に関する資金・3、大陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。②太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。②太陽光発電関連設備にかかる関連設備の設置にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。④上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。 「要件」・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。  借入金額  ○6か月以上20年以内とし、1か月単位とし、所要金額の範囲内とします。 ○6か月以上20年以内とし、1か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間	商品名	リフォームローン (一般型B・再エネ型)
歳未満の方。     ○前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。     ○国から 2019 年度以前に再生可能エネルギー事業計画の認定を受けている方。     ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。     ○その他当JAが定める条件を満たしている方。      ○ご本人またはご家族が所有する資産等を有効活用するために設置する太陽光発電設備に関する次の資金で、下記の要件をいずれも満たしているものを対象とします。ただし、農地に設置する営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)は対象外となります。     (対象となる太陽光発電設備に関する資金)     ①太陽光発電設備離入資金および付帯工事資金(太陽光発電出力10kw超・50kw 未満とし、野立て設置のものを含みます。)。     ②太陽光発電設備にかかる購入資金および付帯工事資金。     ③太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。     ③太陽光発電関連設備にかかる財産を設定にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置性の数置にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。     ①上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。     【要件】     ・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。     ・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。  借入金額      ○6か月以上 20年以内とし、1か月単位とし、所要金額の範囲内とします。		○当 J Aの営業地区内に在住または在勤の方。
とします。)。 ○国から 2019 年度以前に再生可能エネルギー事業計画の認定を受けている方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○ご本人またはご家族が所有する資産等を有効活用するために設置する太陽光発電設備に関する次の資金で、下配の要件をいずれも満たしているものを対象とします。ただし、農地に設置する営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)は対象外となります。 (対象となる太陽光発電設備に関する資金) ①太陽光発電設備購入資金および付帯工事資金(太陽光発電は発電出力10kw 超・50kw 未満とし、野立て設置のものを含みます。)。 ②太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 ③太陽光発電設備・太陽光発電関連設備の設置にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。 ④上配資金にかかる他金融機関からの借換資金。 【要件】 ・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。 ・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。  「10万円以上 2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。		
<ul> <li>○国から 2019 年度以前に再生可能エネルギー事業計画の認定を受けている方。</li> <li>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</li> <li>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</li> <li>○ご本人またはご家族が所有する資産等を有効活用するために設置する太陽光発電設備に関する次の資金で、下記の要件をいずれも満たしているものを対象とします。ただし、農地に設置する営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)は対象外となります。</li> <li>(対象となる太陽光発電設備に関する資金)</li> <li>①太陽光発電設備購入資金および付帯工事資金(太陽光発電出力10kw 超・50kw 未満とし、野立て設置のものを含みます。)。</li> <li>②太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。</li> <li>③太陽光発電設備・太陽光発電関連設備の設置にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。</li> <li>④上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。</li> <li>【要件】</li> <li>・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。</li> <li>・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。</li> <li>借入金額</li> <li>〇10万円以上 2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。</li> <li>⑥6か月以上 20年以内とし、1か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間</li> </ul>	ジゼロン、よみはケナ	
<ul> <li>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</li> <li>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</li> <li>○ご本人またはご家族が所有する資産等を有効活用するために設置する太陽光発電設備に関する次の資金で、下記の要件をいずれも満たしているものを対象とします。ただし、農地に設置する営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)は対象外となります。</li> <li>(対象となる太陽光発電設備に関する資金)</li> <li>①太陽光発電設備購入資金および付帯工事資金(太陽光発電は発電出力10kW超・50kW未満とし、野立て設置のものを含みます。)。</li> <li>②太陽光発電設備・大陽光発電関連設備の設置にかかる井地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。</li> <li>④上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。</li> <li>【要件】</li> <li>・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。</li> <li>・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。</li> <li>借入金額</li> <li>○10万円以上 2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。</li> <li>借入金額</li> <li>○6か月以上 20年以内とし、1か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間</li> </ul>	ご利用いただける方   	
○ご本人またはご家族が所有する資産等を有効活用するために設置する太陽 光発電設備に関する次の資金で、下記の要件をいずれも満たしているもの を対象とします。ただし、農地に設置する営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)は対象外となります。 (対象となる太陽光発電設備に関する資金) ①太陽光発電設備購入資金および付帯工事資金(太陽光発電は発電出力 10kW 超・50kW 未満とし、野立て設置のものを含みます。)。 ②太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 ③太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 ⑤太陽光発電設備・太陽光発電関連設備の設置にかかる土地造成費用なら びに付帯設備の設置費用。 ④上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。 【要件】 ・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害 を補償する共済(保険)に加入すること。 ・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担 保権が設定されていないこと。 ●10万円以上2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 借入金額		
<ul> <li>○ご本人またはご家族が所有する資産等を有効活用するために設置する太陽光発電設備に関する次の資金で、下記の要件をいずれも満たしているものを対象とします。ただし、農地に設置する営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)は対象外となります。 (対象となる太陽光発電設備に関する資金) ①太陽光発電設備購入資金および付帯工事資金(太陽光発電は発電出力10kw超・50kw未満とし、野立て設置のものを含みます。)。②太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 ③太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 「実件】・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。</li> <li>借入金額</li> <li>○10万円以上 2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。</li> <li>借入金額</li> <li>○6か月以上 20年以内とし、1か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間</li> </ul>		-
光発電設備に関する次の資金で、下記の要件をいずれも満たしているものを対象とします。ただし、農地に設置する営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)は対象外となります。 (対象となる太陽光発電設備に関する資金) ①太陽光発電設備購入資金および付帯工事資金(太陽光発電は発電出力10kW 超・50kW 未満とし、野立て設置のものを含みます。)。 ②太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 ③太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 「変体党」 ・原則として全額債置まで、大陽光発電関値にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。 ・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。  (10万円以上 2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。)  (首入金額) (6か月以上 20年以内とし、1か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間		Oての他当JAが足める条件を個にしている方。
を対象とします。ただし、農地に設置する営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)は対象外となります。 (対象となる太陽光発電設備購入資金および付帯工事資金(太陽光発電は発電出力10kW超・50kW未満とし、野立て設置のものを含みます。)。 ②太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 ③太陽光発電設備・太陽光発電関連設備の設置にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。 ④上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。 【要件】 ・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。 ・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。  ⑥10万円以上2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ⑥6か月以上20年以内とし、1か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間		○ご本人またはご家族が所有する資産等を有効活用するために設置する太陽
エアリング)は対象外となります。 (対象となる太陽光発電設備に関する資金) ①太陽光発電設備購入資金および付帯工事資金(太陽光発電は発電出力 10kW 超・50kW 未満とし、野立て設置のものを含みます。)。 ②太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 ③太陽光発電設備・太陽光発電関連設備の設置にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。 ④上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。 【要件】 ・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。 ・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。  〇10万円以上 2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。  〇6か月以上 20年以内とし、1か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間		光発電設備に関する次の資金で、下記の要件をいずれも満たしているもの
(対象となる太陽光発電設備に関する資金) ①太陽光発電設備購入資金および付帯工事資金(太陽光発電は発電出力 10kW 超・50kW 未満とし、野立て設置のものを含みます。)。 ②太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 ③太陽光発電設備・太陽光発電関連設備の設置にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。 ④上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。 【要件】 ・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。 ・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。  「町の大陽光光で表記である。」  「10万円以上 2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。  「10万円以上 2,000万円以内、1万円単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間		を対象とします。ただし、農地に設置する営農型太陽光発電(ソーラーシ
①太陽光発電設備購入資金および付帯工事資金 (太陽光発電は発電出力 10kw 超・50kw 未満とし、野立て設置のものを含みます。)。 ②太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 ③太陽光発電設備・太陽光発電関連設備の設置にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。 ④上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。 【要件】 ・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。 ・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。  個入金額  〇10万円以上 2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。  (100万円以上 2,000万円以内、1万円単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間		ェアリング)は対象外となります。
10kW 超・50kW 未満とし、野立て設置のものを含みます。)。 ②太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 ③太陽光発電設備・太陽光発電関連設備の設置にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。 ④上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。 【要件】 ・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。 ・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。  (10万円以上 2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。) (10万円以上 20年以内とし、1か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間		(対象となる太陽光発電設備に関する資金)
②太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 ③太陽光発電設備・太陽光発電関連設備の設置にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。 ④上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。 【要件】 ・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。 ・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。  〇10 万円以上 2,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。  〇 6 か月以上 20 年以内とし、1 か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間		①太陽光発電設備購入資金および付帯工事資金(太陽光発電は発電出力
<ul> <li>資金使途</li> <li>③太陽光発電設備・太陽光発電関連設備の設置にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。</li> <li>④上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。</li> <li>【要件】</li> <li>・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。</li> <li>・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。</li> <li>借入金額</li> <li>〇10万円以上 2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。</li> <li>⑥ 6か月以上 20年以内とし、1か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間</li> </ul>		10kW 超・50kW 未満とし、野立て設置のものを含みます。)。
びに付帯設備の設置費用。		②太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。
<ul> <li>④上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。</li> <li>【要件】</li> <li>・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。</li> <li>・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。</li> <li>借入金額</li> <li>○10万円以上 2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。</li> <li>⑥ 6 か月以上 20 年以内とし、1 か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間</li> </ul>	資金使途	
【要件】     ・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。     ・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。  借入金額     ○10万円以上 2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。     ○6か月以上 20年以内とし、1か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間		
・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済(保険)に加入すること。 ・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。  (日) 万円以上 2,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 (日) 万円以上 20 年以内とし、1 か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間		
を補償する共済(保険)に加入すること。 ・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。  (四) 万円以上 2,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。  (回) か月以上 20 年以内とし、1 か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間		- 111-
<ul> <li>・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。</li> <li>借入金額</li> <li>○10万円以上 2,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。</li> <li>○6か月以上 20年以内とし、1か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間</li> </ul>		
保権が設定されていないこと。  (日本語)		-
借入金額  ○10 万円以上 2,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。  ○6 か月以上 20 年以内とし、1 か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間		
借入金額  ○6か月以上20年以内とし、1か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間		保権が設定されていないこと。
借入金額  ○6か月以上20年以内とし、1か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間		○10 万円以上 2,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間	借入金額	010 70 1 3 5 5 5 7 1 3 5 1 3 1 1 1 1 1 2 1 3 1 3 1 1 1 2 1 3 1 3
	借入期間	○6か月以上20年以内とし、1か月単位とします。ただし、借換資金の場合
借入期間 内とします。		は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間
		内とします。

	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【固定変動選択型】
	当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきま
	す。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。
	お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭およびホームページでお知
	らせいたします。
	固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選
	択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の
	範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性が
	あります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申
	出がない場合は、変動金利に切替わります。
	【変動金利型】
	【変動並利生】   お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプラ
借入利率	イムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日
	および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日から近月1日) とは、水戸日本のに共進した。ただし、基準日(3月1日)
	日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライ
	ムレート/長期プライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の
	応答日より適用利率を見直しさせていただきます。
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプラ
	イムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12
	月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプラ
	イムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日
	および10月1日から適用利率を変更いたします。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い
	合わせください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、
	毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月
	に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入
	金額の50%以内、10万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。
	○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の
	元金分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。
	ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額
	の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残
	高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(協同住宅ローン株式会社)の保証をご利用い

	A NA A LONG FREE CONTRACT
	ただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。
	①一括払い
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
	【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(例)】
	お借入期間 5年 10年 15年 20年
	保証料(円) 18,319 34,177 47,928 59,347
	②分割払い
	お客様から当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証会社へ
	支払います。この場合、お借入利率は年 0.8%上乗せされた利率が適用さ
	れます。
	○ご融資の際、3,300円の取扱手数料(消費税等含む。)が必要です。
	   ○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただいた方で、ご返済期間終了ま
	   での間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、保証機関に対
	   して返戻保証料の範囲内で次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。
	①全額繰上返済の場合…3,300円
	②一部繰上返済の場合…3,300円
	○ご返済期間終了までの間において、他金融機関への借換により全額または
	一部繰上返済をされる場合は、当 JA に対して、更に別途、次の繰上返済手
手数料	数料(消費税等含む。)が必要です。
	①1,000 万円以上の場合22,000 円
	②500 万円以上 1,000 万円未満の場合11,000 円
	③100 万円以上 500 万円未満の場合5,500 円
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 2,200
	円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。
	○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は 5,500 円の取扱
	手数料(消費税等含む。)が必要です。
	○苦情処理措置
	○ 1 15~ 2 17
	J A 本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお
	申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備
	し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
   苦情処理措置および	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
紛争解決措置の内容	を受け付けております。
初于件伏伯直の刊谷	○紛争解決措置
	○
	きます。
	│
	バンク相談所にお申し出ください。)

	<del>-</del>
	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所
	定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いか
	ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。
	なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、次の電子契約サービ
その他	ス手数料(消費税等含む。)が必要です。
	①1,000 万円超の場合11,000 円
	②500 万円を超え 1,000 万円以下の場合 5,500 円
	③500 万円以下の場合無料
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお
	問い合わせください。

- (注) 1 借入利率は、「固定変動選択型」、「変動金利型」、「固定金利型」の計3種類から選択します。
  - 2 返済方法は、「毎月返済方式」、「特定月増額返済方式」の計2種類から選択します。
  - 3 保証料は、「一括払い」「分割払い」から選択します。

JAリバースモーゲージローン

(2023年4月1日現在)

	Ţ
商品名(愛称)	JAリバースモーゲージローン(頼れるわが家)
	○当JAの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 50 歳以上であること(配偶者様についても、契約時の
	年齢が満 50 歳以上であること。)。
	○ご自宅(一戸建てまたはマンション)に単身またはご夫婦で居住しているこ
<b>ジイルロン・ルールン</b> レッ	と。
ご利用いただける	○安定した収入がある方。
方	○ご契約時に判断能力をお持ちの方。
	○配偶者様および推定相続人様からの本ローンの借入にかかるご承諾が得ら
	れる方。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします(事業性・投機性資金を除く)。
	○300 万円以上 1 億円以内とし、10 万円単位とします。
	(ローンカードを使用したATMからの借入は、1日当たり 10 万円以内と
	なります。)
+n.4/. A +-r	○契約金額については、当JA所定の担保評価等により見直しを行います。見
契約金額	直し後の評価額によりご契約金額を減額させていただくことがございます。
	○上記により、ご契約金額の減額をさせていただいた場合にお借入残高がご契
	約金額を超えた場合については、新たな貸越の中止、超過分のご返済をして
	いただく場合がございます。
<b>キカック・サロ目目</b>	○ご契約日から1年とします。(ただし、契約の更新に支障がない場合、終身に
契約期間	わたり自動継続)
	○変動金利とします。
	○お借入利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利
	(短期プライムレート)により、年4回見直しを行い、4月、7月、10月お
借入利率	よび1月の利息決算日(約定返済日)から適用利率を変更いたします。
	○お借入利率には、年2%の保証料を含みます。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わ
	せください。
返済方法	○契約期間中は、元金の返済は任意とし、利息のみ毎月の約定日にお支払いい
	ただきます。
	○契約終了時(ご契約者様がお亡くなりになられた時)に元金については、相
	続人様に一括返済(担保物件の売却等を含む)していただきます。
	○ご契約者様がお亡くなりになられたことを原因に本契約が終了した場合、担

用続人様に請求を行いません。なお、債務充当後、その取得金に余剰が生じた場合には、これを権利者に返還いたします。		保物件の売却等による取得金を債権回収に充当した後の残債務については、
大場合には、これを権利者に返還いたします。  ()毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした1年を 365 日とする日割計算とします。 ()ご自宅(担保物件)に当JAを根抵当権者とする貸越極度額の 120%の第一順位の根抵当権を設定登記させていただきます。 ()全額償還まで火災共済(保険)にご加入いただきます。また、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させていただく場合がございます。 ()当JAが指定する保証機関(協同住宅ローン株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。ただし、ご自宅(担保物件)が共有名義の場合は、共有者の方(配偶者様・お子様に限る)に物上保証人になっていただく必要があります。 ()ご融資の際、3,300円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 () ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。 () 苦情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 () 紛争解決措置 () 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		
利息の計算方法		
利息の計算方法  計算とします。  ○ご自宅(担保物件)に当JAを根抵当権者とする貸越極度額の120%の第一順位の根抵当権を設定登記させていただきます。 ・全額償還まで火災共済(保険)にご加入いただきます。また、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させていただく場合がございます。  ○当JAが指定する保証機関(協同住宅ローン株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。ただし、ご自宅(担保物件)が共有名義の場合は、共有者の方(配偶者様・お子様に限る)に物上保証人になっていただく必要があります。 ・ご融資の際、3,300円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ・ ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。 ・ 古情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・ 治科・大の機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		
担保  ○ご自宅(担保物件)に当JAを根抵当権者とする貸越極度額の120%の第一順位の根抵当権を設定登記させていただきます。 ○全額償還まで火災共済(保険)にご加入いただきます。また、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させていただく場合がございます。 ○当JAが指定する保証機関(協同住宅ローン株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。ただし、ご自宅(担保物件)が共有名義の場合は、共有者の方(配偶者様・お子様に限る)に物上保証人になっていただく必要があります。 ○ご融資の際、3,300円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○エ融資の際、3,300円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○ 本 T M・C D をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。 ○ 苦情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき	利息の計算方法	
担保		
担保		
○全額償還まで火災共済(保険)にご加入いただきます。また、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させていただく場合がございます。 ○当JAが指定する保証機関(協同住宅ローン株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。ただし、ご自宅(担保物件)が共有名義の場合は、共有者の方(配偶者様・お子様に限る)に物上保証人になっていただく必要があります。 ○ご融資の際、3,300円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。 ○苦情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。		順位の根抵当権を設定登記させていただきます。
保証人  ○当JAが指定する保証機関(協同住宅ローン株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。ただし、ご自宅(担保物件)が共有名義の場合は、共有者の方(配偶者様・お子様に限る)に物上保証人になっていただく必要があります。  ○ご融資の際、3,300円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。  ○苦情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき	1716	○全額償還まで火災共済(保険)にご加入いただきます。また、火災共済(保
保証人 だきますので、原則として保証人は不要です。ただし、ご自宅(担保物件)が共有名義の場合は、共有者の方(配偶者様・お子様に限る)に物上保証人になっていただく必要があります。  ○ご融資の際、3,300円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。  ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		険) 金請求権に第1順位の質権を設定させていただく場合がございます。
保証人 が共有名義の場合は、共有者の方 (配偶者様・お子様に限る) に物上保証人になっていただく必要があります。  ○ご融資の際、3,300円の事務手数料 (消費税等含む。) が必要です。 ○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。 ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所 (電話:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 ○ 分争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		○当JAが指定する保証機関(協同住宅ローン株式会社)の保証をご利用いた
が共有名義の場合は、共有者の方(配偶者様・お子様に限る)に物上保証人になっていただく必要があります。  ○ご融資の際、3,300円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。  ○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。  ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき	/□ 章式	だきますので、原則として保証人は不要です。ただし、ご自宅(担保物件)
● 子数料	木並八	が共有名義の場合は、共有者の方(配偶者様・お子様に限る)に物上保証人
手数料		になっていただく必要があります。
でざいます。     ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。     ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		○ご融資の際、3,300円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。
<ul> <li>○苦情処理措置</li> <li>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出 ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速 かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等 を受け付けております。</li> <li>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき</li> </ul>	手数料	○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合が
本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		ございます。
A本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		○苦情処理措置
A本支店またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J
でおい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03−6837−1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容 かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		
び紛争解決措置の 内容 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき	苦情処理措置およ	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
内容 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		
x 9 °		
埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JA		
バンク相談所にお申し出ください。)		
○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定		
の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる	その他	
場合もございますので、あらかじめご了承ください。		場合もございますので、あらかじめご了承ください。
その他  ○印紙税・根抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要と		○印紙税・根抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要と
なります。		なります。
○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問		○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問
い合わせください。		い合わせください。